

## 議案第5号関連資料

### 明石市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する 条例(案)の概要

#### 1 改正理由

給与の適正化のため、特殊勤務手当について、国及び近隣他都市の動向を踏まえ、廃止を含めた更なる見直しを行おうとするものです。

#### 2 改正内容

##### (1) 建築主事手当及び主任技術者手当の廃止

建築主事手当(月額3,500円)及び主任技術者手当(月額3,000円)について、2019年度(平成31年度)から2年間、年次的・段階的に減額したうえで、2021年度に廃止します。

##### (2) 消防業務手当の減額

消防業務手当のうち一部について、2019年度(平成31年度)から減額します。

###### ① 火災出動及び救助出動に係る手当(1回当たり)

(現行) 従事時間に応じ最大400円

(改正) 一律250円

###### ② 救急出動に係る手当(1回当たり)

(現行) 従事時間に応じ最大400円

(改正) 一律150円(救急救命士資格を有する者は350円)

#### 3 施行予定期日

2019年(平成31年)4月1日

#### (参考) 技能労務職に適用する特殊勤務手当の見直しについて

技能労務職についても、災害対応にかかるものを除く、すべての特殊勤務手当について、関係する規則、規程の改正を行い、2019年度(平成31年度)から2年間、年次的・段階的に減額したうえで、2021年度に廃止します。